

資料5

部会決議報告

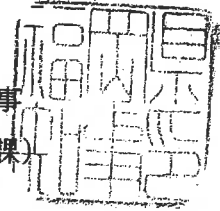
福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第5期)の
変更について



29 畜第 3176 号
平成 30 年 1 月 22 日

福岡県環境審議会会長 殿

福岡県知事
(農林水産部畜産課)



福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更について（諮問）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（以下「法」という。）第7条の2第3項において準用する同法第4条第4項の規定により、下記のことについて諮問します。

記

1 諮問事項

福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更について

2 諮問理由

法施行規則第10条第2項が改正され、ニホンジカの1日当たりの捕獲頭数の制限が解除されたことに伴い、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画における制限緩和措置が事実上無効となったため、内容の変更を行う。

そこで、貴審議会の意見を求めるものである。

福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更について

1 第二種特定鳥獣管理計画について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第7条の2の規定に基づき、当該鳥獣の管理を図るため都道府県知事が定める計画。

2 変更の理由

法施行規則第10条第2項が改正され、対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限見直しがあったことに伴い、福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）に定める捕獲制限の緩和措置について変更を行うもの。

3 法施行規則改正の内容

<対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し（規則第10条第2項）>

1日当たりの捕獲数の上限が1頭とされていたニホンジカについて、捕獲数の制限を解除したため、法第14条第3項の規定に基づき福岡県が行っていた捕獲数の制限緩和は無効となった。

4 福岡県第二種特定鳥獣（シカ）管理計画（第5期）の変更点

無効となったニホンジカの捕獲数の制限緩和（1人1日当たり捕獲数：銃猟はオス2頭以内・メス制限なし、網・わな猟は制限なし）に関する記載を削除する。